

介護職で働いている方や 介護分野への就職を希望する方へ 研修受講費等を助成します！！



名寄市内介護保険サービス事業所の介護職員の安定した定着を図るため、研修受講費等を助成します！

介護職員初任者研修受講費の助成

名寄市では、市内の介護保険サービス事業所に職員として就労している方、内定（学生の場合は確約）している方が、「介護職員初任者研修」を受講する場合、同研修の受講費を助成します。

助成要件

- 本市に住民票があり、居住していること。（学生の場合は就職時に住民票を名寄市に移すこと）
- 市内介護保険サービス事業所で就労しているもしくは就職が内定していること。
- 研修修了後、就職した（就労中の）市内介護保険サービス事業所に介護職員として1年以上勤務すること。（勤務形態は問わない。市内において事業所運営の法人内の異動は除く）
- 市税等の未納がないこと。
- 日本国籍を有する者又は就労に制限のない在留資格若しくは就労に制限のない法的地位を有する者

助成となる講習

市内の研機関（上川北部地域人材開発センター）にて開催する介護職員初任者研修を受講する方を対象とします。（市内研修機関での実施予定がない場合や、特別な事情により他機関での受講を希望する場合は必ず事前にご相談ください。書類提出が必要です。）

助成金額

84,000円上限として助成 ※1人1回限り

国や北海道などから当該研修に係る経費の助成を受けている場合は、その助成費用を除いた額を助成。
事業所に就職しない場合や、研修修了後、1年を経過せずに退職又は市外の事業所へ異動した場合は、
返還していただきます。

申請方法

- (1) 介護職員初任者研修受講費用助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 研修受講受付証明書（受講費用、テキスト代が明記されたもの）
- (3) 事業所の就業証明書又は内定通知書
- (4) 身分証明書（運転免許証等の身分が確認できるもの）
- (5) 誓約書
- (6) 研修費用の領収書



※修了証明書は申請時もしくは、手元に届いた際に持参ください。

介護職員実務者研修受講費の助成

名寄市では、市内の介護保険サービス事業所へ介護職員として就労している方が、「介護職員実務者研修」を受講する場合、同研修の受講費を助成します。

助成要件

- 本市に住民票があり、居住していること。（学生の場合は就職時に住民票を名寄市に移すこと）
- 市内介護保険サービス事業所へ介護職員として就労していること。
- 研修修了後、介護保険サービス事業所に介護職員として1年以上勤務すること。
（勤務形態は問わない。市内において事業所運営の法人内の異動は除く）
- 市税等の未納がないこと。
- 日本国籍を有する者又は就労に制限のない在留資格若しくは就労に制限のない法的地位を有する者

助成となる講習

市内の研修機関（上川北部地域人材開発センター）が開催する介護職員実務者研修を受講する方を対象とします。（市内研修機関での実施予定がない場合や、特別な事情により他機関での受講を希望する場合は必ず事前にご相談ください。書類提出が必要です。）



助成金額

135,000円を上限として助成（1人1回限り）

国や北海道などから当該研修に係る経費の助成を受けている場合は、その助成費用を除いた額を助成。研修後、1年を経過せずに退職又は市外の事業所へ異動した場合には、返還していただきます。

申請方法

- (1) 介護職員研修受講費用助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 研修受講受付証明書（受講費用、テキスト代が明記されたもの）
- (3) 事業所の就業証明書又は内定通知書
- (4) 身分証明書（運転免許証等の身分が確認できるもの）
- (5) 誓約書
- (6) 研修費用の領収書



※修了証明書は申請時もしくは、手元に届いた際に持参ください。



市内事業所への就職支度金の助成

すでに介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員初任者研修等の受講を修了している方で、市内介護保険サービス事業所へ介護職員として就職する方に対し、就職支度金を助成します。

対象要件

- 本市に住民票があり、居住していること。
- 介護福祉士資格取得者、介護職員初任者研修の受講を修了している方。
- 市内の介護保険サービス事業所に申請前1年の間に就業していないこと。
- 就職した事業所に介護職員として1年以上勤務すること。（勤務形態は問わない。）
- 市税等の未納がないこと

助成金額

84,000円 ※1人1回限り

就労後、1年を経過せずに退職又は市外の事業所へ異動した場合には、返還していただきます。

申請方法

- (1) 介護職員就職支度金交付申請書（様式第6号）
- (2) 就業する事業所の雇用通知書等就業が証明できるもの
- (3) 介護職員初任者・実務者研修受講修了証明書又は介護福祉士登録証
- (4) 身分証明書（運転免許証等の身分が確認できるもの）
- (5) 誓約書
- (6) 職歴申告書（様式第7号）



※支度金という性質上、就労開始から90日以内に申請が必要です。

※受講終了もしくは就労後速やかに申請して下さい。申請が遅くなると支給できなくなる場合があります。

※申請様式等は、名寄市のホームページ又は名寄市役所高齢者支援課介護保険係（名寄庁舎2階）の窓口で入手してください。

注意事項

介護職員初任者研修受講費及び介護職員実務者研修受講費の助成と市内事業所への就職支度金の助成を重複して受けることは出来ません。

個人への助成となりますので、提出書類は全て助成対象者名義であることが必要です。

また、未受講により再受講した経費等は助成いたしませんのでご了承ください。

